

HII-3rd

裁判長印



調書(決定)

事件の表示	令和3年(オ)第1397号 令和3年(受)第1731号
決定日	令和4年1月27日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長裁判官 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	安浪亮介 山口厚也 深山卓也 岡正晶 堺徹
当事者等	上告人兼申立人今井豊 被上告人兼相手方利根沼田農業協同組合 同代表者代表理事林康夫
原判決の表示	東京高等裁判所令和3年(ネ)第1069号(令和3年7月20日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告を許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和4年1月27日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 赤木信之印

これは正本である。

令和4年1月27日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

赤木信

